

**令和 7 年度戦略的 MICE 誘致促進事業**  
**沖縄県内 MICE 施設・サービス等の情報収集業務**  
**委託業務仕様書**

**1. 事業名**

令和 7 年度戦略的 MICE 誘致促進事業 沖縄県内 MICE 施設・サービス等の情報収集業務

**2. 実施目的**

沖縄県・OCVB では、国内外に向けて沖縄 MICE の誘致および認知度向上を図る上で、県内 MICE 関連事業者が有する各施設・サービスに関する情報をとりまとめ、発信している。本事業では、当該情報を必要とする主催者、旅行社、PCO 等に向けて、沖縄 MICE 関連の最新情報を届けるべく、県内各 MICE 関連事業者に向けて、MICE 施設・サービス等の情報収集を行う

**3. 業務期間**

契約締結の日から令和 8 年 3 月 9 日（月）迄

**4. 委託業務内容**

① OCVB 指定フォーム（Excel）の情報更新作業（全 800 件程度）

OCVB より、MICE 関連施設・事業者連絡先等の情報が記載された指定フォームを受託者に提供する。  
その指定フォームを用いて、以下を実施すること

（ア）既掲載施設等の情報確認及び更新

- ・ 閉業施設以外全ての掲載施設・事業者等に掲載内容の確認を行い更新すること

（イ）指定フォームへの新規施設追加及び閉業施設の削除

- ・ 対象施設はあらかじめ OCVB より指定する
- ・ 新規追加施設の情報（担当者連絡先含む）は OCVB より提供するが、その内容確認・情報更新依頼は受託者より行うこと

② 画像・図版等素材の収集

- ・ OCVB が管理運営・制作する情報発信媒体（おきなわ MICE ナビ、プランナーズガイド等）、OCVB が MICE 誘致のために作成する提案書等での二次利用可能な画像・図版等素材の収集  
※当該情報発信媒体に既掲載素材の差し替え要望があれば、差し替える既掲載素材がわかるように取りまとめること
- ・ 素材収集に際しては、あわせてクレジット表記有無および有の場合には、そのテキスト（日・英）についても確認・収集すること

## 5. 成果物等一覧

委託事業者が提出すべき成果物等は表1のとおりとする。

表1 成果物等一覧

項目	数量	内容
各種リスト	データ納品1式	<ul style="list-style-type: none"><li>OCVB 指定フォーム (Excel)</li><li>※担当者連絡先を含めた最新情報入力済のもの</li><li>各事業者の画像・図版等素材の電子データ (非圧縮)</li><li>その他 OCVB が必要と認めるもの</li></ul>

## 6. 契約不適合責任

(1) OCVB は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(2) 前項の場合において、受託者は、OCVB に不相当な負担を課するものでないときは、OCVB が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(3) 第1項の場合において、OCVB が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、OCVB は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- ①履行の追完が不能であるとき。
- ②受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ③成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- ④前三号に掲げる場合のほか、OCVB がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

## 7. 著作権・特許等

(1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) (1)の規定は、受託者の従業員、再委託した場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(3) (1)及び(2)の規定については、この契約終了後も継続する。

(4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）

を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用権、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

- (5) (4) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

## 8. スケジュール

受託事業者は以下の内容にて受託内容の実施及び成果物等の納品を OCVB まで行うこと。

納入期限：令和 8 年 3 月 6 日（金）

納入場所：一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー本社

## 9. 問い合わせ先

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 海外・MICE 事業部 MICE 推進課  
担当 折原、池原  
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 産業支援センター2F  
TEL／098-859-6130 FAX／098-859-6221 E-mail／ [mice@ocvb.or.jp](mailto:mice@ocvb.or.jp)

以上